

輪島市教育振興基本計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)



平成 28 年 2 月
輪 島 市
輪島市教育委員会

はじめに

このたび、教育大綱に基づく教育振興基本計画を策定いたしました。

これまで、本市では、第1次総合計画に基づき、教育委員会が中心となり教育行政を推進してまいりました。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、国が教育振興に総合的に取り組むための計画の策定が義務付けられる一方、地方自治体においても、地域の実情に応じた同様の計画を定めるよう努めることとされました。

このことを受け、本市教育委員会においては、平成23年8月に、児童生徒の学力向上を図ることを主たる目的とした学校教育振興基本計画を策定し、教育行政を推進する中、特に学校教育分野に注力してまいりました。

その中で、新たに着手した特色ある事業につきましては、県内自治体に先駆けた、全国学力・学習状況調査結果の公表、土曜授業の実施のほか、市ケーブルテレビを活用した教育番組「テレビ寺子屋」の放映や中学生を対象とした英語検定の全員受験の実施などがあります。

そして、今般、教育大綱の策定に合わせ、総合教育会議において協議を行い、教育大綱の各論となる教育振興基本計画を市長と教育委員会が策定いたしました。

この計画は、学校教育振興基本計画の整合性や連動性を図ったほか、生涯学習、社会教育、文化等の幅広い分野において、多様化する市民の皆様の要望に的確に応える教育行政を支える基本といたしました。

また、この計画においては、各施策の実現に向けた指標として、可能な限り数値目標を設定いたしました。定期的に取り組結果の分析を行い、必要があれば、取組内容の見直しを行いながら数値目標の達成に向け努めてまいります。

今後の教育行政につきましては、理想とする「人づくり」ための方向性や目標を明確化した教育大綱を礎として、市長と教育委員会がその方向性や目標を共有し、連携して各事業に取り組み、各施策の推進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

平成28年2月

輪島市教育委員会

教育長 吉岡 邦男



目 次

I	計画の策定について	1
1	計画の策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	大綱・計画の全体像	2
	《基本目標Ⅰ》学校教育の充実	4
	基本方針1 確かな学力の育成	4
	【主要施策】(1)学力の定着と向上	
	(2)教職員の資質能力の向上	
	(3)特別なニーズに対応した教育の推進	
	基本方針2 豊かな心の育成	9
	【主要施策】(1)豊かな心を育む教育の推進	
	(2)読書環境の充実と読書活動の推進	
	(3)情報モラル教育の推進	
	(4)個に応じた教育支援の充実	
	基本方針3 健やかな体の育成	13
	【主要施策】(1)児童生徒の体力の向上	
	(2)食育の推進と学校給食の充実	
	(3)防災教育の推進	
	基本方針4 教育環境の整備	16
	【主要施策】(1)小学校の適正規模・適正配置の検討	
	(2)安全・安心な施設等の整備	
	《基本目標Ⅱ》地域全体で取り組む教育力の向上	17
	基本方針1 家庭の教育力の向上	17
	【主要施策】(1)保護者への学習支援	
	(2)保護者を支える連携・協力体制づくり	
	基本方針2 地域の教育力の向上	18
	【主要施策】(1)青少年健全育成の体制づくり	
	(2)青少年への交流機会の提供	
	(3)地域活動を支える指導者の育成	
	基本方針3 学校・家庭・地域の連携	20
	【主要施策】(1)地域とともにある学校づくりの推進	

《基本目標Ⅲ》生涯学習の推進	21
基本方針1 学習機会の充実	21
【主要施策】(1)公民館の充実	
(2)図書館の充実	
基本方針2 スポーツの推進	23
【主要施策】(1)スポーツ環境の整備	
(2)スポーツ施設の充実	
《基本目標Ⅳ》文化芸術活動の推進	25
基本方針1 文化芸術による人づくり	25
【主要施策】(1)文化芸術に触れる機会の充実	
(2)文化芸術活動を生かした人づくり	
基本方針2 文化芸術の基礎づくり	27
【主要施策】(1)文化拠点施設の充実	
《基本目標Ⅴ》文化財の保護	28
基本方針1 文化財の保存・活用	28
【主要施策】(1)文化財の保存	
(2)文化財の活用	

I 計画の策定について

1 計画の策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国においては、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが義務付けられました。また、地方公共団体においても地域の実情に応じて同計画を定めるよう努めることとされました。

このことを受け、本市においては、平成 23 年 8 月に、特に児童生徒の学力向上を目指し、学校教育分野に限定した「輪島市学校教育振興基本計画」を策定し、施策の実施に取り組んできたところです。

そして、今般、「輪島市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、「輪島市学校教育振興基本計画」に基づく施策を含め、これまで本市が取り組んできた教育全般にわたる施策の実施状況を踏まえ、本市の将来を見据えた新たな計画となります。

また、この計画は、「輪島市教育大綱」の各論として位置付け、施策・取組を定めています。

具体的には、次のとおりです。

「輪島市教育大綱」では、理念・目標・方針を定めています。その理念の実現を目指し、段階的な目標を達成するために、方針に従い教育活動を行うこととしています。一方、この計画では、その教育活動を体系化した施策とその施策ごとの取組をそれぞれ定めています。

2 計画の位置付け

計画の位置付けは、次のとおりです。

- ・ 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定した教育振興基本計画
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定した「輪島市教育大綱」の各論

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

II 大綱・計画の全体像

教育大綱(総論)		
基本理念	基本目標	基本方針
「チャレンジ&レスポンス」の精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない頼もしい人づくり	I 学校教育の充実	1 確かな学力の育成
		2 豊かな心の育成
		3 健やかな体の育成
		4 教育環境の整備
	II 地域全体で取り組む教育力の向上	1 家庭の教育力の向上
		2 地域の教育力の向上
		3 学校・家庭・地域の連携
	III 生涯学習の推進	1 学習機会の充実
		2 スポーツの推進
	IV 文化芸術活動の推進	1 文化芸術による人づくり
		2 文化芸術の基礎づくり
	V 文化財の保護	1 文化財の保存・活用

教育振興基本計画(各論)

主要施策	主な取組
(1) 学力の定着と向上	①言語活動の充実
	②学習意欲の向上と主体的な学習習慣の養成
	③外国語教育の充実
	④小中高が連携した教育の推進
	⑤学力調査の活用
	⑥指導体制の充実
	⑦教育の情報化の推進
(2) 教職員の資質能力の向上	①教職員研修の充実
(3) 特別なニーズに対応した教育の推進	①特別支援教育支援員の配置
	②特別支援学級・通級指導教室の充実
(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実
	②人権教育・福祉教育の推進
	③社会に学ぶキャリア教育の推進
	④郷土の伝統文化に親しむ教育の推進
(2) 読書環境の充実と読書活動の推進	①学校図書館の充実・利用促進に向けた図書館司書等の配置
	②学校図書館図書購入の充実
(3) 情報モラル教育の推進	①情報モラル教育の充実
(4) 個に応じた教育支援の充実	①スクールカウンセラー等の配置
	②教育支援センターの充実
	③教育相談・支援体制の充実
(1) 児童生徒の体力の向上	①学校体育及び部活動への支援
	②スポーツ大会の支援及び実施
	③体力・運動能力調査の結果の反映
(2) 食育の推進と学校給食の充実	①地元食材の活用
	②栄養教諭や栄養職員による食育授業の実施
	③家庭・地域への啓発
(3) 防災教育の推進	①各教科等における防災教育の推進
	②避難訓練の実施
(1) 小学校の適正規模・適正配置の検討	①小学校の適正規模・適正配置の検討
(2) 安全・安心な施設等の整備	①学校施設の整備
	②教材教具の整備
(1) 保護者への学習支援	①家庭の教育力を高めるための講座等の実施
(2) 保護者を支える連携・協力体制づくり	①保護者支援のための連携・協力体制づくり
(1) 青少年健全育成の体制づくり	①青少年健全育成のための体制整備
	②社会教育関係団体への支援
(2) 青少年への交流機会の提供	①多様な体験活動の実施
(3) 地域活動を支える指導者の育成	①指導者に対する研修の実施及び支援
(1) 地域とともにある学校づくりの推進	①学校における生徒指導に対する地域連携の強化
	②学校と地域との連携の強化・促進
	③保護者と地域に向けた積極的な学校情報の公開
(1) 公民館の充実	①公民館における生涯学習の充実
(2) 図書館の充実	①図書館サービスの充実
	②子ども読書活動の推進
(1) スポーツ環境の整備	①スポーツ関係団体との連携及び支援
	②スポーツ指導者の発掘・育成
(2) スポーツ施設の充実	①スポーツ施設の整備
	②スポーツ施設の有効活用
(1) 文化芸術に触れる機会の充実	①鑑賞や発表の機会の充実
(2) 文化芸術活動を生かした人づくり	①文化芸術を通じた交流の支援
	②自立した文化芸術活動の支援
	③郷土の伝統文化の後継者育成
(1) 文化拠点施設の充実	①文化会館等の施設の充実
(1) 文化財の保存	①文化財の掘り起こし
	②文化財の保存意識の高揚
(2) 文化財の活用	①郷土愛の醸成

《基本目標Ⅰ》学校教育の充実

基本方針 1 確かな学力の育成

児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力」を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。

【主要施策】(1)学力の定着と向上

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、多様な活動を通して「思考力・判断力・表現力」を養い、分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる教育を展開します。

① 言語活動の充実

知識・技能を習得することや、これらを活用して課題を解決するために思考し、判断し、表現することもすべて言語によって行われることから、その言語に関する能力を高めるための学習活動を実施します。

② 学習意欲の向上と主体的な学習習慣の養成

多様な考えを導き出す課題設定の工夫や ICT(※1)の効果的な活用などによる「深まりのある授業」「分かる授業」を通して、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、児童生徒自らが「家庭学習」を行うなど主体的に学ぼうとすること(アクティブラーニング(※2))を促進するための教育を推進します。

(※1)ICT(Information Communication Technology 別名：情報通信技術)

コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

(※2)アクティブラーニング

児童生徒が自ら課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学習する

ことをいいます。

本市では、児童生徒が主体的・協働的に学習して得た自らの考えについて、他者との関わりの中で、理解を深めるとともに、それをより洗練させ、課題解決に向かう過程を重視します。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	全小学校の全児童数に占める、各学校が設定した「家庭学習目標時間」に到達した児童数の割合	60%	70%以上
全中学校の全生徒数に占める、各学校が設定した「家庭学習目標時間」に到達した生徒数の割合	60%	70%以上	

③ 外国語教育の充実

小中高等学校を通じてコミュニケーション能力を育成することが求められていることから、外国語を実際に使用する場面を十分に確保しながら言語の運用能力を高め、国際交流の促進につながる授業づくりを行うなど、外国語教育の充実を図ります。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	全中学校の全生徒数に占める、「英語検定 3 級」を取得した生徒数の割合	26.8%	50%以上

④ 小中高が連携した教育の推進

9年間・12年間を見通した系統的・継続的な学習指導を行うことで、児童生徒の学習意欲と学習習慣の養成に努めるとともに、生徒指導に関する共通理解・共通実践により、学習規律の確立を目指します。

また、系統的道德教育、キャリア教育、人間関係づくりを目的とした交流活動等を通して児童生徒の豊かな心の育成を目指します。

これらにより、中 1 ギャップ(※1)や高 1 クライシス(※2)の解消に努めます。

(※1)中 1 ギャップ

小学校から中学校への進学において、中学校における学習や生活の変化に適應できずに、不登校やいじめにつながる問題をいいます。

(※2)高 1 クライシス

人間関係の変化、通学距離、学校別の学力差などにより発生するリスクとそれにまつわるプレッシャーなどが、生徒の負担となることをいいます。

⑤ 学力調査の活用

「全国学力・学習状況調査」(※)等の結果分析と課題把握に基づいた指導方法の工夫改善を図る検証・改善サイクルの確立により、児童生徒の学力の確実な定着と向上に向けた取組の一層の充実を図ります。

(※)全国学力・学習状況調査

児童生徒の学習到達度・理解度等を把握し検証するため、文部科学省が平成 19 年度から毎年実施している調査をいいます。調査対象は、小学校第 6 学年と中学校第 3 学年です。調査内容は、「教科(国語、算数・数学、理科)に関する調査」と「生活習慣や学習環境等に関するアンケート調査」です。

数値 目標	内 容	実績値 [P:ポイント] (平成 27 年度)	実績値 [P:ポイント] (平成 32 年度)
	【小学校】 「全国学力・学習状況調査」の各教科における石川県の平均正答率と輪島市の平均正答率の差	国語 A -3.5P 国語 B -3.2P 算数 A -1.2P 算数 B -4.1P	各教科 0P 以上
	【中学校】 「全国学力・学習状況調査」の各教科における石川県の平均正答率と輪島市の平均正答率の差	国語 A -0.1P 国語 B +0.2P 数学 A -3.3P 数学 B -2.7P	各教科 0P 以上

⑥ 指導体制の充実

教科によって、児童生徒の到達度(達成度)や興味・関心に違いが生

じる場合においては、児童生徒一人一人の理解や技能の状況に合った効果的な指導(個に応じたきめ細かな指導)が必要です。こうしたことから、その一人一人に指導が一層行きわたるようにするため、習熟の程度に応じた指導、数名の教師がチームをつくり指導するチームティーチング、合同授業、交換授業、専科による指導等を実施します。

⑦ 教育の情報化の推進

情報社会はますます進展しつつあり、児童生徒の成長にとって欠かせないものになってきていることから、学習内容への興味・関心を高め、学習内容を分かりやすく提示するなどのため、教員が ICT を効果的に活用できるよう研修を実施します。

	内 容	実績値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 32 年度)
数値 目標	全小中学校における全教員数に占める、授業中に ICT を活用して指導することができる教員数の割合	80%	100%

【主要施策】(2)教職員の資質能力の向上

教職員一人一人の資質能力を効果的に高めるための研修を実施するとともに、教職員が自主的・主体的に研修に取り組めるよう支援します。

① 教職員研修の充実

教職員には、教科等に関する専門的知識や広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力が必要です。こうした資質能力の向上を図るため、校長会・教頭研修会、講師を招聘しての教育講演会、研究主任の力量を高めるための研究主任連絡会や学校研究発表会、若手教員の育成を目的とした初任者研修「地域理解講座」等を実施します。

【主要施策】(3)特別なニーズに対応した教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

① 特別支援教育支援員の配置

発達障がいを含む障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、必要な支援を行う特別支援教育支援員を配置します。

② 特別支援学級・通級指導教室の充実

発達障がいを含む障がいがあることにより、通常の学級における指導だけでは自身の能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人一人の障がいの種類・程度に応じ、「特別支援学級」や「通級指導教室」において適切な指導を実施します。

基本方針 2

豊かな心の育成

一人一人の児童生徒に「生命や自然を大切にする心」、「他者を思いやる心」、「感動する心」、「規範意識」等の豊かな心を育む「心の教育」を充実します。

【主要施策】(1)豊かな心を育む教育の推進

児童生徒一人一人に、互いに尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールを身に付けるなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。

① 道徳教育の充実

児童生徒が、他者や社会、自然との関わりの中で「生きる」という実感や達成感を深めることが健全な成長につながることから、社会奉仕活動や自然体験活動など、発達の段階に応じ様々な体験活動の充実を図るとともに、家庭・地域との連携を通して、人間としての心の基本である道徳的価値を身に付けるよう、道徳教育を充実します。

② 人権教育・福祉教育の推進

児童生徒の人権尊重の意識を高め、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題を正しく理解し、一人一人を大切にする教育を推進します。

また、児童生徒が、地域において高齢者や障がい者との交流、ボランティア活動を通じて、自ら考え、行動する力を育む福祉教育を推進します。

③ 社会に学ぶキャリア教育の推進

児童生徒が将来の夢や希望、職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲を高め、目的を持って主体的に自己の進路を選択する力を身に付け、学習への動機付けとするため、キャリア教育を推進します。

また、ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って、本市に貢献でき

る人材を育成するために、職業人(職人)講話を実施します。

④ 郷土の伝統文化に親しむ教育の推進

特別活動や「ふるさと学習」をはじめとした様々な授業を通して、児童生徒が郷土の伝統文化に親しみ、郷土に対する理解や郷土を愛する心を育む教育を推進します。

【主要施策】(2)読書環境の充実と読書活動の推進

「輪島市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒一人一人が本と出会い、生涯にわたって自ら読書を楽しむとともに、学び続けることができる環境づくりを進めます。

① 学校図書館の充実・利用促進に向けた図書館司書等の配置

学校図書館は、児童生徒の豊かな人間性を育み、自ら考える力などを培う重要な役割を果たす施設です。こうしたことから、本の読み聞かせや学校図書館の環境整備などを行う図書館司書・司書補を配置し、市立図書館・町野分館・市立門前図書館と連携しながら、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を促進します。

また、児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、学び続ける力を育むため、その利用促進を図ります。

	内 容	実績値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 32 年度)
数値 目標	全小学校における高学年の全児童数に占める、1 か月の平均読書冊数が 2 冊以上である高学年の児童数の割合	80%	80%以上
	全中学校の全生徒数に占める、1 か月の平均読書冊数が 2 冊以上である生徒数の割合	70%	80%以上

② 学校図書館図書購入の充実

学校図書館においては、児童生徒が学習を進めるために必要な多様な教材や資料を準備しておく必要があることから、それらの充実に努めます。

【主要施策】(3)情報モラル教育の推進

インターネット上における様々な情報を利用する上でのルールやマナーを身に付けること、犯罪から身を守ることなど、児童生徒の発達段階に応じて、その考え方や態度を育みます。

① 情報モラル教育の充実

パソコンや携帯電話等を通じたインターネットの利用が急速に普及し、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報等の問題が発生していることから、学校、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、情報教育の一環である情報モラル教育を充実します。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	全小学校における高学年の全児童数に占める、21 時以降はパソコンや携帯電話等を保護者に預ける高学年の児童数の割合	—	80%以上
	全中学校の全生徒数に占める、21 時以降はパソコンや携帯電話等を保護者に預ける生徒数の割合	—	80%以上

【主要施策】(4)個に応じた教育支援の充実

児童生徒のいじめ・不登校等の問題について、その未然防止と早期対応に向けた相談体制の一層の充実とともに、家庭・地域との連携強

化に取り組めます。

① スクールカウンセラー等の配置

いじめや不登校等の問題の未然防止・早期対応のために、学校にスクールカウンセラー(※)等を派遣し、生徒指導における相談体制の充実を推進します。

(※)スクールカウンセラー

心の専門家として、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する者をいいます。

② 教育支援センターの充実

不登校やひきこもり等に対応するため、教育支援センター(教育研究所内の「あゆみ」)に教育相談員を配置し、訪問や電話による相談、学習指導等を行い、教育支援センターの機能充実を図ります。

③ 教育相談・支援体制の充実

いじめや不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題に対応するため、教育研究所を中心として、学校と保護者、関係機関等との連携を強化することで相談・支援体制の充実を図ります。

基本方針 3

健やかな体の育成

児童生徒が、発達段階に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善を図ります。

【主要施策】(1)児童生徒の体力の向上

体育科の授業や運動部などの活動を支援し、児童生徒の心身の発達と体力の向上を図ります。

① 学校体育及び部活動への支援

小中学校における体育授業等に専門の指導者等を派遣し、運動の楽しさを伝えることにより、生涯にわたり積極的にスポーツに取り組む児童生徒の育成を図ります。

また、学校部活動へも指導者等の派遣を行い、知識と技術の向上を図り、レベルの高いスポーツ選手の育成に努めます。

数値 目標	内 容	基準値	実績値
		(平成 26 年度)	(平成 32 年度)
	スポーツ専門職員の派遣回数	300 回	500 回

② スポーツ大会の支援及び実施

競技技術の向上とスポーツ精神を養うため、各種スポーツ大会を支援します。また、スポーツを通じて交流を図ることで、中学校へのスムーズな移行を図るため、小学校 6 年生を対象とした陸上競技大会などを実施します。

③ 体力・運動能力調査の結果の反映

発達段階に応じた体力の向上に向け、体力・運動能力調査の結果を分析し、児童生徒の体力の状況・課題を把握し、その改善策を各小中

学校の体力アップ作戦に反映させます。

【主要施策】(2)食育の推進と学校給食の充実

児童生徒が「食」の大切さや楽しみを実感し、食生活や食習慣に対し常に関心を持ち続け、将来にわたって健康に生活していけるよう、家庭や地域と連携を図りながら食育を推進します。

① 地元食材の活用

地元食材を積極的に学校給食に活用することで、児童生徒が地域への理解を深め、地域への愛着を培い、自然や農林水産物の大切さを実感することができるよう地産地消の推進に努めます。

② 栄養教諭や栄養職員による食育授業の実施

児童生徒の食生活や食習慣の状況を把握し、児童生徒が将来にわたって健康に生活していけるよう、「食」の大切さや栄養バランスの重要性など、栄養教諭や栄養職員による食育指導を実施します。

③ 家庭・地域への啓発

「給食だより」、「食育通信」、「学校ホームページ」等で、望ましい食事の取り方、食事のマナーや地元食材を使った給食メニュー等を紹介することで、家庭や地域における食育の推進を図ります。

【主要施策】(3)防災教育の推進

児童生徒が災害時における危険を認識し、的確な判断の下に、自らの安全を確保するとともに、進んで他者や集団、地域の安全に役立つ行動がとれるよう防災教育を推進します。

① 各教科等における防災教育の推進

学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課

外指導等も含め、各教科等の学習を相互に関連付けるなどして、教育活動全体を通じて防災教育を進めます。

② 避難訓練の実施

学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、津波など多様な災害を想定した避難訓練を実施します。その際、事前・事後の指導を十分に行い、訓練の効果が高まるよう努めます。

基本方針 4

教育環境の整備

児童生徒がよりよい教育環境の中で安全に安心して学校に通学し、過ごすことができるよう、教育環境の整備を推進します。

【主要施策】(1) 小学校の適正規模・適正配置の検討

学校の小規模化などの課題に対応し、地域の実情に応じた教育環境の改善を図るため、小学校の適正規模・適正配置について検討を行います。

① 小学校の適正規模・適正配置の検討

小学校の教育環境の現状について、保護者・地域、教育委員会とが情報を共有し、意見交換などを行いながら、小学校の適正規模・適正配置に関し検討を行います。

また、その検討を進めていくに当たり、必要がある場合には、学識経験者等を構成員とする教育委員会の諮問機関の設置など、多様な意見を伺うための方策を講じます。

【主要施策】(2) 安全・安心な施設等の整備

児童生徒が安全で充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設や教材教具などの整備に努めます。

① 学校施設の整備

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であることから、安全・安心な教育環境を整備するため、施設の長寿命化を含め施設の適切な維持管理や老朽施設等の改善に努めます。

② 教材教具の整備

学校での教育活動を充実するため、教材教具の整備を図ります。

《基本目標Ⅱ》 地域全体で取り組む 教育力の向上

基本方針 1 家庭の教育力の向上

家庭教育の担い手である保護者が自信を持って児童生徒の教育に臨むことができるよう、家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。

【主要施策】(1) 保護者への学習支援

不安や悩みをもつ孤立しがちな保護者、仕事などで学習機会に参加できない保護者など、多様な状況にある保護者に対し、きめ細かな支援を行います。家庭教育に関する様々な学習機会の提供や情報の提供、相談・助言の体制づくりなどにより、すべての保護者への学習支援を行います。

① 家庭の教育力を高めるための講座等の実施

保護者を対象に、家庭の教育力を高めるためのセミナーを実施するほか、就学時健診や入学説明会、保護者会、参観日など、より多くの保護者が集まる様々な機会を活用し、学習機会や情報の提供等を行います。

【主要施策】(2) 保護者を支える連携・協力体制づくり

子育てに関係する機関が連携・協力体制を構築し、保護者へのきめ細かな支援を行います。

① 保護者支援のための連携・協力体制づくり

学校、PTA 関係者、教育行政関係者だけでなく、児童相談所、保健・福祉行政関係者、子育て支援団体等が連携・協力する体制づくりを行い、すべての保護者を支援します。

基本方針 2

地域の教育力の向上

地域における人とのつながりの希薄化が指摘される今日の社会において、誰もが青少年の教育に参加できるような仕組みを地域に築き、地域の教育力向上を目指します。

【主要施策】(1)青少年健全育成の体制づくり

青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。

① 青少年健全育成のための体制整備

学校、公民館、体育協会や文化協会をはじめとした社会教育関係団体などと連携・協力しながら、地域社会全体で心身ともに健全な青少年を育成します。

② 社会教育関係団体への支援

青少年を対象とする体育協会や文化協会などの社会教育関係団体の組織基盤を強化するとともに、自主活動を促進するための支援を行います。

【主要施策】(2)青少年への交流機会の提供

青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校、地域、職場等で自主的に活動するための交流機会の提供に努めます。

① 多様な体験活動の実施

通学合宿、自然体験活動などを実施し、青少年の自立心と協調性を育成します。

【主要施策】(3)地域活動を支える指導者の育成

地域活動への参加意識の高揚と地域活動組織の強化を図るため、必要な指導や助言を行うとともに、地域活動において大きな役割を果たす指導者を育成します。

① 指導者に対する研修の実施及び支援

青少年の指導者として活躍している人や、指導者になろうとする人を対象に研修会を開催するなど、スキルアップのための支援を行います。

基本方針 3

学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、相互に連携できる仕組みを構築し、社会全体の教育力を高めます。

【主要施策】(1)地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校・家庭・地域の連携・協力体制を構築し、地域が一体となって児童生徒を育む活動を推進します。

① 学校における生徒指導に対する地域連携の強化

児童生徒の問題行動等に係る実態を把握し、保護者や地域、児童相談所や警察等の関係機関との連絡調整も踏まえ、学校とともに対処策を多角的に検討するなど、適切な支援に努めます。

② 学校と地域との連携の強化・促進

学校と地域をつなぐコーディネーターを配置し、スムーズな連携や効果的な取組を促進します。

③ 保護者と地域に向けた積極的な学校情報の公開

学校公開、土曜授業、PTA総会、保護者懇談会(地区懇談会)等を通じて、家庭と地域から意見を伺う一方、学校から家庭と地域に対し情報提供を行うなどして課題を共有し、地域と共にある学校づくりを推進します。

《基本目標Ⅲ》生涯学習の推進

基本方針 1 学習機会の充実

生涯にわたって、いつでも、どこでも学びたいという多様な市民の学習ニーズに対応するとともに、利便性の向上を図り、生涯学習活動を促進します。

【主要施策】(1) 公民館の充実

市民のニーズや活動内容を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備に努め、誰もが自主的に学び、活動できるよう、多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

① 公民館における生涯学習の充実

地域住民の学習、文化、スポーツ活動を支える生涯学習の拠点施設である公民館においては、地域住民のニーズに応じた各種講座を開催することにより、地域固有の歴史・自然・文化等の学習拠点、地域住民の交流・活動拠点としてそれぞれの機能を充実します。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 32 年度)
		地域コミュニティ 団体数	27 団体
	地域コミュニティ 参加者数	8,511 人	10,000 人

【主要施策】(2)図書館の充実

図書館の活用を通して、市民が教養を高め、様々な情報を得て主体的に行動し、心豊かな生活ができるよう、図書館サービスの向上に努めます。

① 図書館サービスの充実

市民ニーズや社会情勢に対応できるよう、図書館資料として図書のほか、雑誌・新聞記事、パンフレット等、多様な資料や情報を提供するとともに、地域の団体・機関と連携して講座・セミナー等を行い、市民にとって身近で利用しやすい「知の情報拠点」としての機能を充実します。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	図書貸出冊数		98,315 冊

② 子ども読書活動の推進

「輪島市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども一人一人がより本に親しみ、自ら読書を楽しむことのできる環境づくりを進めます。

基本方針 2

スポーツの推進

市民が、それぞれのライフスタイルや年齢、体力などに応じて、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるような環境を整備し、多様なスポーツ機会の提供を推進します。

【主要施策】(1)スポーツ環境の整備

地域のスポーツ活動を活性化させるため、その受け皿となる総合型地域スポーツクラブや体育協会などのスポーツ関係団体を育成・支援するとともに、その基盤となるスポーツ指導者の発掘・育成に努めます。

① スポーツ関係団体との連携及び支援

総合型地域スポーツクラブ、体育協会やスポーツ少年団などスポーツ関係団体が行う各種大会や教室開催など幅広い活動を支援するとともに、市と関係団体が連携を行い、様々なスポーツニーズへの対応を図ります。

② スポーツ指導者の発掘・育成

スポーツ関係団体と連携して、研修会・講習会等を開催し、高度な専門知識と実践的力を持ち合わせた指導者の発掘・育成に努めます。

【主要施策】(2)スポーツ施設の充実

市民の誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるスポーツ施設の充実に努めます。

① スポーツ施設の整備

既存施設の状況や市民のスポーツニーズを踏まえ、気軽に安心して利用できるスポーツ施設の整備に努めます。

② スポーツ施設の有効活用

スポーツ関係団体や指定管理者などと連携し、各種スポーツ施設の利用率向上に努めるとともに、学校体育施設の有効活用により地域や職域におけるニーズへの対応を図ります。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	体育施設利用人数	234,409 人	239,000 人

《基本目標Ⅳ》文化芸術活動の推進

基本方針 1 文化芸術による人づくり

市民一人一人が充実した生活を実現するために、文化団体との連携を図りながら文化芸術に触れる機会を充実するとともに、文化芸術を通じた交流や伝統文化の後継者育成などを推進し、文化芸術活動を生かした人づくりに取り組みます。

【主要施策】(1)文化芸術に触れる機会の充実

インターネットやテレビなどの普及により、文化芸術に直接触れる機会が減少していることから、文化芸術への興味・関心をより高めるため、文化芸術の魅力に触れる機会を充実します。

① 鑑賞や発表の機会の充実

市民の多様なニーズに応じて、文化芸術に関する多彩なジャンルの公演を開催するなど鑑賞機会の提供に努めるとともに、文化団体との連携を図りながら発表の機会を創出するなど文化芸術に触れる機会を充実します。

数値 目標	内 容	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 32 年度)
	文化会館の入館者数	56,353 人	65,000 人
	石川県輪島漆芸美術館の入館者数	28,225 人	40,000 人
	もんぜん文化村の入館者数	2,752 人	5,000 人

【主要施策】(2)文化芸術活動を生かした人づくり

生活に潤いと生きがいを創出する多様な文化芸術活動が根付くよう、文化芸術を通じた交流や文化団体が自ら企画・運営する文化芸術活動を支援し、文化芸術活動を生かした人づくりを推進します。

また、地域の歴史や風土に深い関係がある郷土の伝統文化の後継者の育成に取り組みます。

① 文化芸術を通じた交流の支援

本市文化協会と八尾町文化協会(本市文化協会と姉妹協会盟約締結)との交流など文化芸術を通じた様々な交流を支援します。

② 自立した文化芸術活動の支援

自ら企画し運営することによって達成感が生まれ、次の活動につながることから、文化団体が自ら企画・運営する文化芸術活動を支援します。

③ 郷土の伝統文化の後継者育成

地域の歴史や風土により培われた「輪島まだら」「門前とどろ」などの郷土の伝統文化の継承活動を支援し、後継者の育成に取り組みます。

基本方針 2

文化芸術の基礎づくり

文化団体と連携しながら、市民の鑑賞、発表、創作、交流など文化芸術活動の拠点施設である文化会館や石川県輪島漆芸美術館、もんぜん文化村の各施設の充実に努めます。

【主要施策】(1)文化拠点施設の充実

市民のニーズに応じた利用しやすい文化拠点施設となるよう、文化会館・石川県輪島漆芸美術館・もんぜん文化村の各施設の充実に努めます。

① 文化会館等の施設の充実

市民に多様な文化芸術に触れる機会や活動の場を提供するため、文化団体と連携を図りながら、様々な個人や団体が文化芸術活動を行いやすい環境の整備に努めます。

《基本目標Ⅴ》文化財の保護

基本方針 1 文化財の保存・活用

本市には、国指定による文化財 13 点、県指定による文化財 39 点、市指定による文化財 248 点があり、また、国選定による文化財 2 地区、国登録による文化財 21 棟があります。

また、指定等を受けていない文化財として、「灯(あか)り舞う半島能登 ～熱狂のキリコ祭り～」(輪島市を含む 3 市 3 町)が日本遺産に認定されています。

これらの先人が築き上げ、守り継がれてきた市民共有の財産である文化財の適正な保存・活用に努めます。

【主要施策】(1)文化財の保存

文化財の新たな掘り起こしを行うとともに、市民及び文化財保持団体等の文化財保存意識の高揚を図り、適正な保存に努めます。

① 文化財の掘り起こし

市域に所在する文化財の基礎調査を実施し、本市の文化財保護審議会の意見を伺いながら後世に残すべきものを文化財に指定し、その保存に努めます。

② 文化財の保存意識の高揚

文化財の上位指定等(市指定が県指定に、県指定が国指定になるなど)を目指し、市民及び文化財保持団体等の文化財の保存意識の高揚を図ります。

【主要施策】(2)文化財の活用

地域固有の財産である文化財に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を図ります。

① 郷土愛の醸成

文化財の見学会の開催や広報誌での掲載のほか、発掘調査で出土した埋蔵文化財を整理するとともに展示することにより、文化財に触れる機会を提供し、市民に文化財の歴史や価値を伝え、郷土愛の醸成を図ります。

輪島市教育振興基本計画

平成 28 年 2 月発行

発行 輪島市教育委員会 庶務課

〒928-0001 石川県輪島市河井町 20 部 1 番地 1

TEL 0768-23-1167

FAX 0768-23-1199

E-mail shomu@city.wajima.lg.jp